

藤巻町住民の「まちづくり提案書」の検討に関する要望書

藤巻町自治会 会長 服部虔也

(文責) 藤巻の緑を守り藤巻町の将来を語り合う会 事務局長 岡田力美

私たち藤巻町住民は平成 23 年 5 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しと整備プログラム」について市当局との継続的な勉強会を開催して頂きたい旨の要望書を提出しました。

その結果平成 24 年までに 3 回の勉強会を実施して特に住宅都市局都市計画課と緑政土木局緑地整備課から多くのことを教えていただきました。厚くお礼を申し上げます。

その他名古屋大学の環境学研究科の村山研究室からも都市計画についての様々な知識を教えていただきました。それらの知識を得た後、平成 25 年 3 月以降市の「地域まちづくり支援制度」に基づき「地域まちづくりアドバイザー」として藤森幹人技術士を派遣していただき相談をしながら、藤巻町住民全体で「まちづくり活動」に取り組んでまいりました。その結果今後の私達のまちづくりの基本的方針として【藤巻町の「まちづくり構想」の考え方と骨子】を作成しました。今後それに基づいて「まちづくり構想」を完成させていこうと考えています。この【藤巻町の「まちづくり構想」の考え方と骨子】を作成するにあたっては、3 年間にわたって得た知識や判断を冊子にまとめ藤巻町全住民に配布するとともに合計 13 回の町内集会を開催してそこには全世帯のうち 7 割の世帯の住民の参加を得て議論しました。その結果を基に名大大学院環境学研究科村山顕人准教授らの学会関係者の意見を聞き、地域アドバイザーとも相談した上で作成したもので、その後の藤巻町全世帯アンケートでは 9 割の回収率で回答者の 8 割以上の賛同を得ています。(別紙にアンケート結果を添付します)

しかしながらこの「構想づくり」は既に決定されている「都市計画」の変更を伴うものであり今後の検討は市当局のご意見をうかがいながら進めていかなければ不可能なものです。

又一般市民からも受け入れられ公益にも寄与する「まちづくり」でなければなりません。さらに住民の 8 割以上の賛同を得ているとはいえ不賛成の方もおられますので、それらの住民にも受け入れられる構想にしていく努力が必要です。それらを今後は「まちづくり検討会」への参加を住民のみならず、関心を持たれる諸方面の方々にも呼びかけ一つずつ解決していく考えです。

私達は以上のことを話し合った結果、この【藤巻町の「まちづくり構想」の考え方と骨子】を地域提案として市当局に提出し、行政の皆様にも私たちの検討に関与していただきたいと要望することを平成 26 年 4 月 27 日の自治会総会において異議なく決議しました。

以上の趣旨に基づき次頁以降の【藤巻町の「まちづくり構想」の考え方と骨子】及び付属資料を提出しますのでご検討いただき、私達の「まちづくり検討」の相談に応じてくださるようお願い致します。

以上

藤巻町「まちづくり構想」の考え方と骨子(地域提案)

以下は藤巻町住民が3年間にわたって話し合いを重ね、今後の「まちづくり構想」を各関係部門や人々と話し合うために作成した地域としての方針です。この方針は藤巻町自治会全世帯(160世帯)対象のアンケートによって回答者の8割以上(回収率9割)の賛同を得ています。(アンケート問1の評価・結論参照)

現在の制度・運用では実現困難な項目も含まれていますが、緑の審議会のなかに今年1月に新たに発足した検討部会(緑の審議会緑地保全施策検討部会)ではそのような事案も取り上げることも可能と聞いております。

いうまでもなく、この方針は私ども藤巻町住民の思いや願いを達成することを目的に作成したものです。健全で市民に親しまれ喜ばれる公園の早期開放や「里山」としての樹林地保全に役立ち、また森の空間や資源を活用して非常時の防災拠点としても利用できる“まち”にすることも考えるなど公益の実現にも役立つ「構想」にするための方針でもあるようにと私達なりに考えています。

1. 地域住民の考え方

1-1 住民生活の基盤に関する長年の課題解決に道を開く。

- ① 著しいインフラ未整備区域の生活不便を解消する。
- ② 住民の高齢化と急速に進むゴースタウン化を解消する。
- ③ 不確定な行政計画によって、住民の人生計画が困難な状態に放置されている事態を解消する。

1-2 名古屋市民全体にとっての環境面・災害対応面での公益に寄与する

- ① 極力少ない財政負担で、まとまった樹林地を保全できる。
- ② 先行取得済みの樹林地・空地を含む公有地全体を早期に一般市民に開放供用することができる。
- ③ 「健全な里山」を行政、市民、住民が協働して復活・維持する場を実現できる。
- ④ 上記①②③の結果として、これらの森の空間や資源の活用によって、大規模災害時に避難拠点としての機能を果たすことができる。

1-3 以上を実現するための創造的な解決策を行政と地域との協働により導く。

2. 「藤巻町のまちづくり構想」の骨子【住民にアンケートで賛同を得た内容です】

1. 現行の都市計画公園区域を変更する(すなわち藤巻町の一部を都市公園区域から除外する)
2. 【都市計画公園から除外される区域では】将来とも緑豊かな低層住宅が並ぶ住宅区域を形成し、インフラを維持・整備・改善できる状況を目指す。
3. 【都市計画公園に残る区域では】その一部に住宅と樹林地や畑地などが近接した、いわゆる「健全な里山」・「本当の暮らしの森」を構成する地域を創成することも検討する。
4. 上記に伴い、「都市計画公園から除外される区域」「都市計画公園に残る区域」それぞれに居住している住民が各自の意向に応じて両区域間を移転できる仕組み、又その際に町外への転出も可能とする仕組みの創設を目指す。
5. 上記各項目の実現にあたっては、住民、市の双方に負担の少ない方策を目指す。
6. 以上の具体的内容の検討に当たっては、住民検討会(ワークショップ)などを開催して、住民の意向を取り入れて進める。

又、市当局や第三者にも呼びかけて、ともに「緑と住宅が共生する“まち”」のあり方を考えながら検討していくような方策を考える。

3. 今後の進め方

1. 上記を実現するためには「決定されている都市計画」の変更や制度・運用の変更、場合によっては制度の新設を必要としています。それらについては行政の諸機関(緑の審議会緑地保全施策検討部会等)で議論していただくことを期待します。
2. 地域では従来の藤巻町住民中心の「まちづくり」の話し合いに集まるメンバーの範囲を広げ、行政も含めた関係諸機関や第三者的な方々にも参加していただき、住民の希望と公益を同時に実現する「まちづくり構想」の検討を継続して進めていくようにしたいと思っています。

2. 「藤巻町のまちづくり構想」の骨子【住民にアンケートで賛同を得た内容です】

1. 現行の都市計画公園区域を変更する(すなわち藤巻町の一部を都市公園区域から除外する)
2. 【都市計画公園から除外される区域では】将来とも緑豊かな低層住宅が並ぶ住宅区域を形成し、インフラを維持・整備・改善できる状況を目指す。
3. 【都市計画公園に残る区域では】その一部に住宅と樹林地や畑地などが近接した、いわゆる「健全な里山」・「本当の暮らしの森」を構成する地域を創成することも検討する。
4. 上記に伴い、「都市計画公園から除外される区域」「都市計画公園に残る区域」それぞれに居住している住民が各自の意向に応じて両区域間を移転できる仕組み、又その際に町外への転出も可能とする仕組みの創設を目指す。
5. 上記各項目の実現にあたっては、住民、市の双方に負担の少ない方策を目指す。
6. 以上の具体的内容の検討にあたっては、住民検討会(ワークショップ)などを開催して、住民の意向を取り入れて進める。
又、市当局や第3者にも呼びかけて、ともに「緑と住宅が共生する“まち”」のあり方を考えながら検討していくような方策を考える。

2. 「藤巻町のまちづくり構想」の骨子【住民にアンケートで賛同を得た内容です】

1. 現行の都市計画公園区域を変更する(すなわち藤巻町の一部を都市公園区域から除外する)
2. 【都市計画公園から除外される区域では】将来とも緑豊かな低層住宅が並ぶ住宅区域を形成し、インフラを維持・整備・改善できる状況を目指す。
3. 【都市計画公園に残る区域では】その一部に住宅と樹林地や畑地などが近接した、いわゆる「健全な里山」・「本当の暮らしの森」を構成する地域を創成することも検討する。
4. 上記に伴い、「都市計画公園から除外される区域」「都市計画公園に残る区域」それぞれに居住している住民が各自の意向に応じて両区域間を移転できる仕組み、又その際に町外への転出も可能とする仕組みの創設を目指す。
5. 上記各項目の実現にあたっては、住民、市の双方に負担の少ない方策を目指す。
6. 以上の具体的内容の検討にあたっては、住民検討会(ワークショップ)などを開催して、住民の意向を取り入れて進める。
又、市当局や第3者にも呼びかけて、ともに「緑と住宅が共生する“まち”」のあり方を考えながら検討していくような方策を考える。

2. 「藤巻町のまちづくり構想」の骨子【住民にアンケートで賛同を得た内容です】

1. 現行の都市計画公園区域を変更する(すなわち藤巻町の一部を都市公園区域から除外する)
2. 【都市計画公園から除外される区域では】将来とも緑豊かな低層住宅が並ぶ住宅区域を形成し、インフラを維持・整備・改善できる状況を目指す。
3. 【都市計画公園に残る区域では】その一部に住宅と樹林地や畑地などが近接した、いわゆる「健全な里山」・「本当の暮らしの森」を構成する地域を創成することも検討する。
4. 上記に伴い、「都市計画公園から除外される区域」「都市計画公園に残る区域」それぞれに居住している住民が各自の意向に応じて両区域間を移転できる仕組み、又その際に町外への転出も可能とする仕組みの創設を目指す。
5. 上記各項目の実現にあたっては、住民、市の双方に負担の少ない方策を目指す。
6. 以上の具体的内容の検討にあたっては、住民検討会(ワークショップ)などを開催して、住民の意向を取り入れて進める。
又、市当局や第3者にも呼びかけて、ともに「緑と住宅が共生する“まち”」のあり方を考えながら検討していくような方策を考える。